

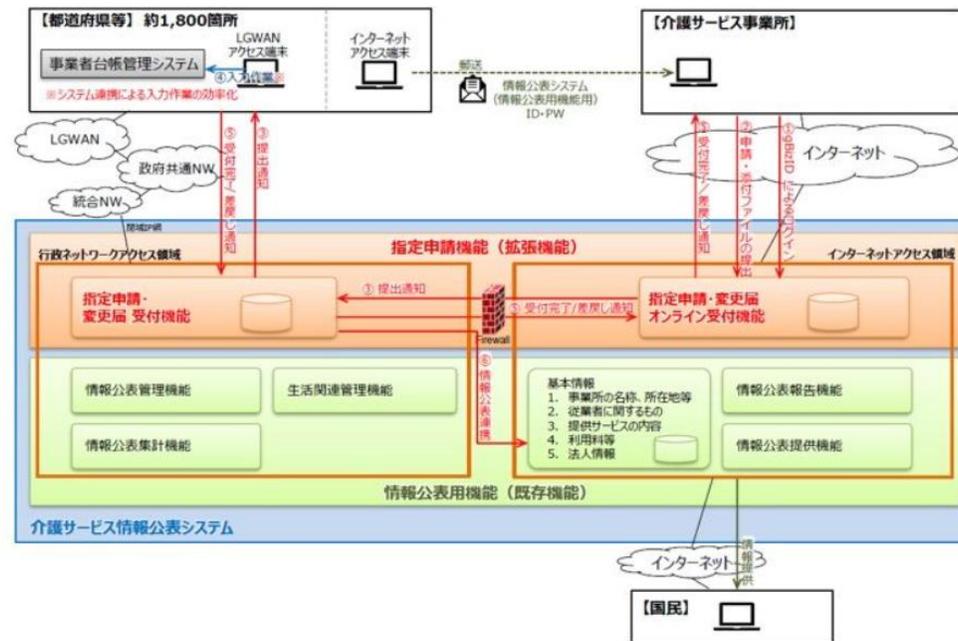
電子申請・届出システムについて

1 概要

介護サービス事業所の指定申請書等について、対面を伴わない申請書類の提出（紙⇒電子化）を実現させる。

1. 電子申請・届出システムの概要

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現します。



電子申請・届出システムについて

2 システム整備の背景

「デジタル手続法」におけるデジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ）のもと、地方公共団体の行政手続についても、オンライン化が推進されている。

- ① デジタルファースト … 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② ワンスオンリー … 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ コネクテッドワンストップ … 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「書面・押印・対面を前提とした行政手続の制度を抜本的に見直し、**デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うようにする**ことで、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築すること」等が記載されている。

電子申請・届出システムについて

2 システム整備の背景

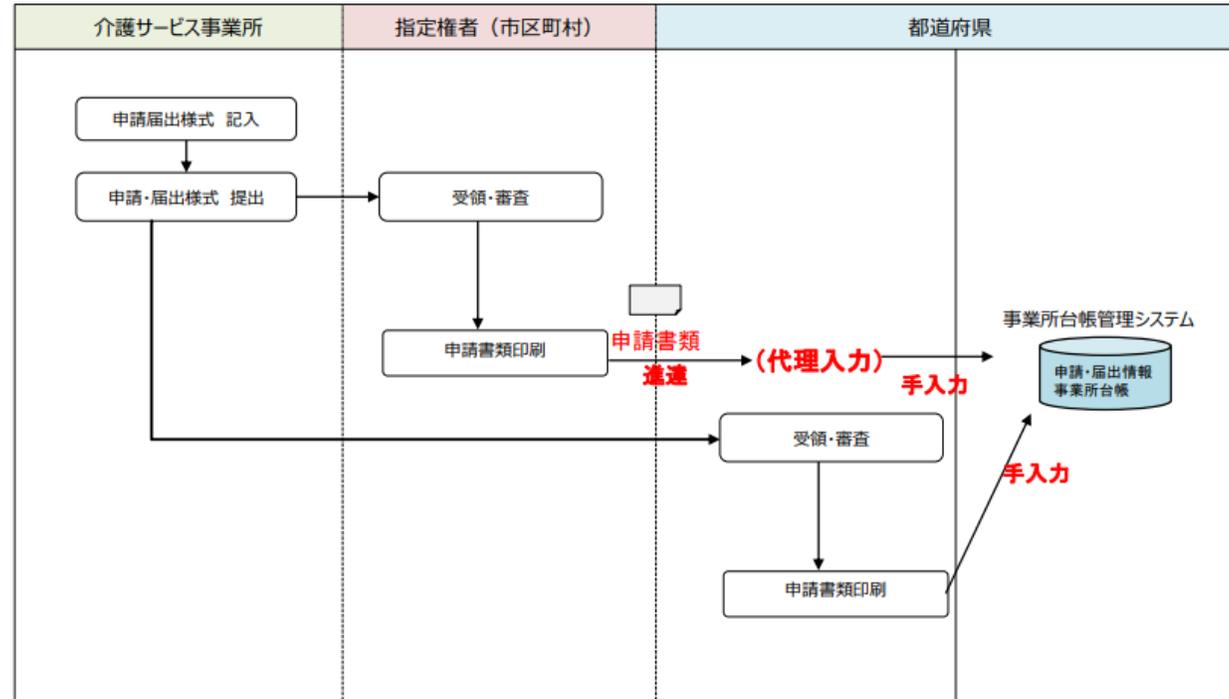
「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の要請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続きを完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」としており、令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとしています。

※益田市では、令和6年上半期の利用開始を予定しています。

電子申請・届出システムについて

3 業務フロー

指定申請事務～台帳管理システム登録事務 現状の業務フロー

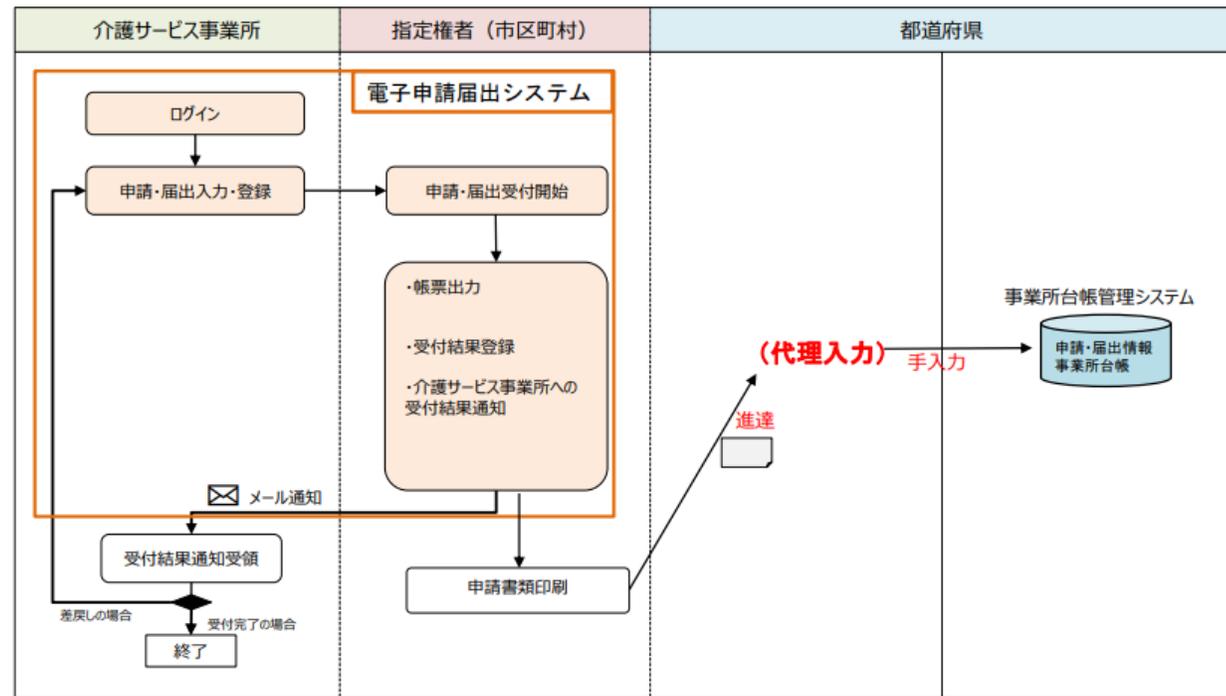


(厚生労働省提供資料より)

電子申請・届出システムについて

3 業務フロー

指定申請事務～台帳管理システム登録事務 業務フロー STEP1
(指定権者が市町村である場合。ひとまず、電子申請届出システムのみを利用開始した場合) パターン1



(厚生労働省提供資料より)

関連資料について

電子申請・届出システムの詳細につきましては、下記の関連HPで内容をご確認ください。

厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

ウェブサイトには、動画による説明も掲載されています。